

大分労発基 0515 第 7 号  
令和 6 年 5 月 15 日

関 係 各 位

大分労働局長

死亡災害の急増に伴う労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月、大分県では死亡労働災害が連続で発生し、3 人の尊い命が亡くなりました。この結果、本年（4 月末現在）の労働災害による死亡者数は、昨年同時期の 2 人を上回る 4 人になりました。（別添「令和 6 年死亡労働災害発生状況」参照）

このペースで死亡労働災害が増加すれば、過去 10 年間で最多となった昨年の死亡者数 16 名を大きく上回るおそれがあります。

また、大分労働局では、第 14 次労働災害防止計画において「アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間の死亡者数を、第 13 次労働災害防止計画期間の 10% 以上の減少となる 49 人以下とする」ことを目指していますが、昨年から続く死亡者数の急増により大変憂慮すべき状況となっています。

さらに、これから夏季にむけて熱中症による重篤な労働災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、本件要請の趣旨を御理解いただくとともに、これ以上の尊い命が犠牲となる死亡労働災害を発生させないため、下記の基本的な安全対策の徹底が労働者一人ひとりに浸透するよう、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

（1）貨物自動車による労働災害防止対策

ア 運転位置から離れる場合には、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけ、輪止め、ストッパー等で止めること。

イ 貨物自動車の転落等の防止のため運行経路について必要な幅員の保持、路肩の崩壊防止、誘導者の配置を行うこと。

ウ 貨物自動車と労働者との接触防止のため労働者を危険が生じるおそれがある箇所に立ち入らせないこと。または誘導者を配置すること。

エ 貨物自動車を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、貨物自動車の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、関係労働者に周知すること。

(2) 熱中症による予防対策

別添「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リーフレットに記載されたキャンペーン期間(5月から9月)の実施事項及び重点取組期間(7月)の実施事項に取り組むこと。

(3) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(4) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

(5) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具(保護帽、墜落制止用器具等)の適切な使用を徹底すること。

(6) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(7) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者(外国人労働者を含む。)の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

(8) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。

## 2 死亡労働災害の状況を踏まえた業種別の労働災害防止対策等

### (1) 建設業

- ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。
- イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。
- ウ 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保対策を徹底すること。
- エ 建設工事の施工に伴う伐木等の作業に関する安全対策を徹底すること。
- オ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。
- カ 土砂崩壊災害防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。
- キ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。
- ク 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及定着を図ること。

### (2) 製造業

- ア 階段や作業床の端、開口部等の建設物や構築物における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- イ 荷役作業や洗車作業等、貨物自動車等の荷役運搬機上での作業における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- ウ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。
- エ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や、動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- オ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

### (3) 陸上貨物運送事業

- ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。
- イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。
- ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。
- エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施する等、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

### (4) 新聞販売業

バイク運転時におけるライト点灯や蛍光ベルトの着用等による視認性の向上、交通安

全教育の実施を通じた交通ルールの順守、交差点での左右確認等の安全確認の励行等、バイクによる交通労働災害防止対策を徹底すること。

令和6年  
死亡労働災害発生状況

別添  
令和6年5月8日現在  
大分労働局

大分県労働局

| No | 発 生 月     | 性 別        | 職 種  | 災 害 発 生 状 況                                                                                        |
|----|-----------|------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 時 間 帯     | 年 齢        | 経 験  |                                                                                                    |
|    |           | 事 故 の 型    |      |                                                                                                    |
|    |           | 起 因 物      |      |                                                                                                    |
| 1  | 1 月       | 男          | 作業員  | クレーン（つり上げ荷重2.8t）を用いてアルミ板2枚（合計重量約250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから吊り具のベルトが外れたため、アルミ板が落下し、頭部に激突したもの。 |
|    | 15時台      | 20代        | 7 年  |                                                                                                    |
|    | 金属製品製造業   | 飛来、落下      |      |                                                                                                    |
|    |           | クレーン       |      |                                                                                                    |
| 2  | 4 月       | 男          | 運転手  | 無人のミキサー車が前進し始めたため、同車に走って近づいたところ、ミキサー車が法面で横転し、地面と車体の間に挟まれたもの。                                       |
|    | 11時台      | 50代        | 7 年  |                                                                                                    |
|    | 窯業土石製品製造業 | はさまれ、巻き込まれ |      |                                                                                                    |
|    |           | トラック       |      |                                                                                                    |
| 3  | 4 月       | 男          | 運転手  | 停泊中の貨物船内で、トレーラーヘッドとトレーラーの連結作業中、無人の当該車両が前進し始めたため、運転席に走って近づいたところ、車両と船舶内壁との間に挟まれたもの。                  |
|    | 18時台      | 50代        | 26年  |                                                                                                    |
|    | 道路貨物運送業   | はさまれ、巻き込まれ |      |                                                                                                    |
|    |           | トラック       |      |                                                                                                    |
| 4  | 4 月       | 男          | 運転手  | 国道を積載型トラッククレーンで走行中、対向してきた大型トレーラーと正面衝突したもの。                                                         |
|    | 5 時台      | 50代        | 2 か月 |                                                                                                    |
|    | 道路貨物運送業   | 交通事故（道路）   |      |                                                                                                    |
|    |           | トラック       |      |                                                                                                    |